

「高校生自転車ヘルメット着用推進キャラクター」募集要項

1 趣 旨

自転車利用の機会が多い県内の高校生に対してヘルメット着用の重要性※を啓発し、主体的な着用を促進するため、自転車ヘルメット着用推進キャラクターを県内の学校に在籍する高校生から募集する。

ヘルメット着用の重要性※について

警察庁によると、自転車事故の死者の約5割が頭部に致命傷を負っており、自転車乗車中の交通事故においてヘルメット未着用者の死亡率は着用者と比較すると約2倍になることから、自転車を利用するときはヘルメット着用による頭部保護が重要であるとされている。

2 主 催

栃木県教育委員会

3 作成上の重点事項

キャラクターがヘルメット着用の重要性をPRしていること

キャラクターが交通法規や交通マナーを守っていること

4 応募資格

県内の高等学校及び特別支援学校（高等部）に在籍する生徒

5 応募方法及び提出期間

(1) 応募用紙等について

「応募用紙」に必要事項を記入して提出すること。なお、用紙の縦横は問わない。また、作品記入欄を別紙とし、デザインをA4サイズまでの白紙に記載する形の提出も可とする。この場合、必ず必要事項を記入した「応募用紙」を一緒に提出すること。

(2) 提出方法

栃木県電子申請システムによりデータにて提出する。または、郵送及び持参により応募用紙等を提出する。

(3) 提出先

- ・ 栃木県電子申請システムの URL および QR コード

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6272



※ 電子申請システムで応募する場合は、デジタル画像の添付は、pdf ファイル又は jpeg ファイルとし、サイズは2MB までとすること。また、データファイルの名前を「栃木県高校生自転車ヘルメットキャラクター応募」とすること。

- ・ 郵送又は持参 〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 県庁舎南別館 5階
栃木県教育委員会事務局学校安全課学校安全担当 宛て

(4) 提出期間

令和 6（2024）年 6 月 14 日（金）から同年 9 月 13 日（金）※必着

(5) 応募作品について

- ・ 作品は、自作、未発表のもので、応募者本人のオリジナルに限る。また、同一作品を他のコンテストに応募したり、各種媒体に使用したりしていないものとする。
- ・ 応募は一人につき 1 作品とする。
- ・ 応募の経費等は応募者の負担とする。郵送の場合、切手のないものは受付しない。
- ・ 入賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、栃木県教育委員会に帰属する。また、応募者は、応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- ・ 応募作品の著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任とする。
- ・ 入賞作品決定後、必要に応じてキャラクターのデザインや色彩を一部改変する場合がある。
- ・ 募集の規定に反するものは審査対象としない。後日違反が判明した時は、入賞を取り消す。
- ・ 応募作品は一切返却しない。
- ・ 複数の生徒の合作として応募する場合、応募代表者を決めること。
- ・ 応募の時点で、この募集要項に記載の事項について同意したものとする。

6 賞および副賞

最優秀賞：1 点 優秀賞：数点

各賞に賞状と記念品を贈呈

7 審査

高校生自転車ヘルメット着用推進キャラクター審査委員会が審査を行い、入賞作品を決定

8 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

- ・ 今回の募集によって取得する応募者の個人情報については、責任をもって保管のうえ、本事業の実施に係わる諸連絡にのみ利用する。
- ・ 各賞受賞作品発表時には、氏名及び学校名（学年）を公表する。

(2) 入賞作品の活用

- ・ 最優秀作品は県教育委員会等発刊の資料等（ホームページへの掲載、研修会資料等）に掲載するとともに、各地区や学校の交通安全の活動にも活用する。